

○遠軽町未来づくり会議設置要綱

令和3年5月19日

告示第9号

(設置)

第1条 若者や女性が活躍できる魅力ある遠軽町を創造するため、遠軽町未来づくり会議を置く。

(所掌事務)

第2条 遠軽町未来づくり会議は、次に掲げる事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

- (1) 若者や女性が活躍できるまちづくりに関すること。
- (2) 遠軽町の魅力の発信に関すること。
- (3) その他遠軽町未来づくり会議が必要と認める事項

(定数)

第3条 遠軽町未来づくり会議の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とする。

(組織)

第4条 遠軽町未来づくり会議は、町内に住所を有する者又は事業所等に勤務する者で、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) まちづくりに積極的な関わりを持つ者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委嘱)

第5条 委員は、町長が委嘱する。

- 2 町長は、委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、任期中においても委員の職を解くことができる。

(会長及び副会長)

第7条 遠軽町未来づくり会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、遠軽町未来づくり会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 遠軽町未来づくり会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 会議は、協議する内容が公開することに適さないと認めるものを除き、公開とする。
- 6 会長が必要と認めるときは、会長以外の委員は、ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用して会議に出席することができる。

（報償費）

第9条 委員が会議に出席したときは、報償費を支払うものとする。

- 2 報償費は、遠軽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年遠軽町条例第38号）の例により支払うものとする。

（庶務）

第10条 遠軽町未来づくり会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか遠軽町未来づくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が遠軽町未来づくり会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

（有効期限）

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り失効する。